

令和 3年 9月 30日

教職員・学生 各位

危機対策本部長  
塩 崎 一 裕

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について（第 32 報 9 月 30 日）

このたび、令和 3 年 9 月 30 日付けで近隣府県の緊急事態宣言が解除されることに伴い、本学における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針」を、レベル 2（制限一少）からレベル 1（一部制限）に引き下げましたので、お知らせします。

これにより、研究活動、授業、学生の入構、学内会議、職員の勤務形態については、下記の点に留意してください。

教職員及び学生におかれましては、「新型コロナウイルス感染症 対応基本方針」により、感染拡大に警戒心を持ちつつ、基本的な感染防止策を徹底し、できる限り不要不急の外出を控えるとともに、特に感染リスクが高まる大人数や長時間におよぶ会食は控えてください。

## 記

### ○研究活動

研究活動を行うことはできますが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続的に行ってください。

### ○授業（講義・演習・実験）

令和 3 年 10 月 20 日までの講義については、原則、授業アーカイブを利用することとします。

ただし、対面で行う必要がある講義や研究室見学などについては、十分な感染対策を講じた上で実施してください。

令和 3 年 10 月 21 日からは、十分な感染対策を講じた上で、原則、対面講義で行います。

演習・実験の実施については、各領域の指示に従ってください。

### ○学生の入構

登校することは差し支えありませんが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続的に行ってください。

### ○学内会議

対面会議で開催することは差し支えありませんが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、オンライン参加を推奨します。

### ○職員の勤務形態

教職員は、教育研究上又は業務遂行上支障がない範囲内で、在宅勤務、時差出勤を行うことができます。

【参考：新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針】

<https://ad-info.naist.jp/k-soumu/member/kouhou/pdfs/20210930Covshishin.pdf>

【参考：新型コロナウイルス感染症 対応基本方針】

<http://www.naist.jp/about/pdfs/20210930Covmatome.pdf>

【担 当】

危機対策本部

企画総務課 有賀

TEL : 0743-72-5018

Mail : somu[at]ad.naist.jp